

認定書

フジクリーン工業株式会社
代表取締役社長 渡辺 嘉一 様

国住指第 3476 号
平成 25 年 1 月 25 日

フジクリーン工業株式会社
代表取締役社長 渡辺 嘉一 様



下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
型01Cad0a0254479
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽
3. 認定した型式の内容
フジクリーン CEN II-25型

詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
4. 一連の規定に適合するための適用条件
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

下記の構造方法等については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
DW3N-149
2. 認定をした構造方法等の名称
接触ろ床方式フジクリーンCEN型/12～50 人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

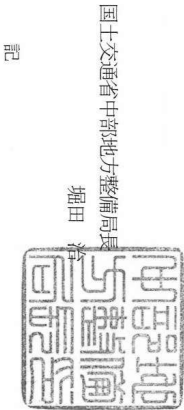
(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

更新を認める。
さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第16条の規定に基づき、下記のとおり認定の更新を認める。
令和2年10月 1日

愛知県名古屋千種区今池四丁目1番4号
フジクリーン工業株式会社
代表取締役社長 木村 秀昭

認定書

浄化槽の名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
フジクリーンCEN I-25型	5-16-H-006	5-20K-H-006
フジクリーンCEN I-28型	5-16-H-006-1	5-20K-H-006-1
フジクリーンCEN I-30型	5-16-H-006-2	5-20K-H-006-2
フジクリーンCEN I-35型	5-16-H-006-3	5-20K-H-006-3
フジクリーンCEN I-40型	5-16-H-006-4	5-20K-H-006-4
フジクリーンCEN I-45型	5-16-H-006-5	5-20K-H-006-5
フジクリーンCEN I-50型	5-16-H-006-6	5-20K-H-006-6
フジクリーンCEN II-25型	5-16-H-006-7	5-20K-H-006-7
フジクリーンCEN II-28型	5-16-H-006-8	5-20K-H-006-8
フジクリーンCEN II-30型	5-16-H-006-9	5-20K-H-006-9
フジクリーンCEN II-35型	5-16-H-006-10	5-20K-H-006-10
フジクリーンCEN II-40型	5-16-H-006-11	5-20K-H-006-11
フジクリーンCEN II-45型	5-16-H-006-12	5-20K-H-006-12
フジクリーンCEN II-50型	5-16-H-006-13	5-20K-H-006-13



認 定 書

フジクリーン工業株式会社
代表取締役社長 渡辺 嘉一 様

国住指第 3476 号
平成 25 年 1 月 25 日

フジクリーン工業株式会社
代表取締役社長 渡辺 嘉一 様



下記の型式については、建築基準法第88条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
型01Cad0a0304481
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽
3. 認定した型式の内容
フジクリーン CEN II-30型

詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
4. 一連の規定に適合するための適用条件
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

下記の構造方法等については、建築基準法第 6 8 条の 2 6 第 1 項 (同法第 8 8 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第 3 5 条第 1 項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
DW3N-149
2. 認定をした構造方法等の名称
接触ろ床方式フジクリーンCEN型/12～50 人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第 1 6 条の規定に基づき、下記のとおり認定の更新を認める。

令和2年10月 1日

愛知県名古屋千種区今池四丁目1番4号
フジクリーン工業株式会社
代表取締役社長 木村 秀昭

認 定 書

浄化槽の名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
フジクリーンCEN I-25型	5-16-H-006	5-20K-H-006
フジクリーンCEN I-28型	5-16-H-006-1	5-20K-H-006-1
フジクリーンCEN I-30型	5-16-H-006-2	5-20K-H-006-2
フジクリーンCEN I-35型	5-16-H-006-3	5-20K-H-006-3
フジクリーンCEN I-40型	5-16-H-006-4	5-20K-H-006-4
フジクリーンCEN I-45型	5-16-H-006-5	5-20K-H-006-5
フジクリーンCEN I-50型	5-16-H-006-6	5-20K-H-006-6
フジクリーンCEN II-25型	5-16-H-006-7	5-20K-H-006-7
フジクリーンCEN II-28型	5-16-H-006-8	5-20K-H-006-8
フジクリーンCEN II-30型	5-16-H-006-9	5-20K-H-006-9
フジクリーンCEN II-35型	5-16-H-006-10	5-20K-H-006-10
フジクリーンCEN II-40型	5-16-H-006-11	5-20K-H-006-11
フジクリーンCEN II-45型	5-16-H-006-12	5-20K-H-006-12
フジクリーンCEN II-50型	5-16-H-006-13	5-20K-H-006-13

